

グループホーム アップル 運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 この事業所が行う認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者又は、要支援2であって認知症の状態にある者について共同生活住宅において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な援助を行う。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割りをもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、配慮する。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 グループホーム アップル

所在地 青森県弘前市大字高杉字長谷野 143 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 従業者の職種・員数及び職務内容は、別表のとおりとする。(別表 1 参照)

(事業所の利用定員)

第 5 条 この事業所の利用定員は、9 名とする。

(事業内容)

第 6 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又は家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 利用料その他の費用の額は、別表のとおりとする。(別表 2 参照)

(利用料等の受領)

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いをうけるものとする。(別表 2 参照)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料

の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、材料費の支払いを利用者から受けることができる。(別表2参照)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(入居にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は、施設の利用に当たっては、次に事項に留意しなければならない。

- (1) 外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出ること。
- (2) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償して戴くことがある。
- (3) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないこと。
- (4) 喫煙・飲酒は決められた場所以外では行わないこと。
- (5) 所持品・現金等の管理は入所者が行うが、管理の出来ない方は施設職員が行う。
- (6) 施設内での他の利用者に対する宗教活動および政治活動は行わないこと。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第 10 条 共同生活住居の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 共同生活住居の管理者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、通所介護の活用その他の多

様な活動の確保に努める。

4 共同生活住居の管理者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、介護従業者、利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

5 第1項から第3項までの規定は前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

6 利用者の介護度が重度化した場合、利用者・家族が当該共同生活住居での生活の継続を希望する場合、必要な認知症対応型共同生活介護計画を立て対応する。

（衛生管理）

第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業者所に於いて感染症がまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずる。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（非常災害対策）

第 12 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、年2回総合訓練を行う。

3 消防法に基づき防火管理者を置き、年間の計画を消防署に届ける。

(秘密の保持)

第 13 条 指定認知症対応型共同生活介護の従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を厳守する。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(虐待防止)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束)

第 15 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修

(2) 内部研修

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用定員を越えて指定認知症対応型共同生活介護の提供を行わない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を年2回以上確保する。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、重要事項説明書を作成し、契約時利用者又はその家族に説明する。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 七峰会と指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は平成13年3月1日より施行する。

平成18年4月1日変更する。

平成21年4月1日変更する。

平成24年4月1日変更する。(別表:介護報酬改定)

平成25年4月1日変更する。

平成26年4月1日変更する。(別表:介護報酬改定)

平成27年4月1日変更する。(別表:介護報酬改定)

平成28年4月1日変更する。

平成28年4月1日変更する。(別表)

平成29年4月1日変更する。(別表)

平成30年4月1日変更する。(別表:介護報酬改定・食材料費の改定)

令和元年10月1日変更する。(別表:介護報酬改定)

令和2年6月1日変更する。(第12条 秘密の保持、第13条 衛生管理 追加)

令和3年4月1日変更する。(介護保険・介護報酬改定)

令和4年4月1日変更する。(別表)

令和4年7月1日変更する。(別表:食材料費の改定)

令和4年10月1日変更する。(別表:介護報酬改定)

令和5年4月1日変更する。(別表)

令和5年10月1日変更する。(別表:食材料費の改定)

令和6年4月1日変更する。(別表:介護報酬改定、加算追加)

令和6年6月1日変更する。(別表:介護職員処遇改善加算)

令和7年8月1日変更する。(第3条 事業所の名称及び所在地)

令和8年4月1日変更する。(別表)

指定認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

1 グループホームアップルの概要

(1) 事業者について

事業者の名称	社会福祉法人 七峰会
代表者名	理事長 大平 和夫
事業者の所在地	〒036-8356 青森県弘前市下白銀町2 1 番地 8
電話番号	0 1 7 2 - 3 3 - 8 8 6 1

(2) 事業所の概要

施設名	グループホームアップル
所在地	〒036-8302 青森県弘前市大字高杉字長谷野 143 番地 1
電話番号	9 7 - 2 7 7 8
F A X 番号	9 7 - 2 1 1 2
事業所番号	0 2 7 0 2 0 0 9 6 7

2 事業の目的

本事業は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にあるものについて共同生活住宅において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

3 運営の方針

本事業は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な援助を行う。

4 利用定員

利用定員は9名とする。

5 事業の具体的内容

当事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって援助を行う。

- ・利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護事業者が共同で行うよう努める。
- ・利用者の趣味又は、生活志向に応じた活動の支援に努める。
- ・利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- ・その他介護サービス計画に基づく必要な援助を行なう。

6 当施設の職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	管理者研修、認知症介護実務者研修、実践リーダー研修、介護福祉士、介護支援専門員	1 名		あり	1 名	介護従業者及び業務の管理
計画作成担当者	管理者研修、認知症介護実務者研修、実践リーダー研修、介護福祉士、介護支援専門員	1 名		あり	1 名	認知症対応型共同生活介護計画の作成
介護従事者	介護福祉士	1 名	3 名	常勤 1 名あり	4 名	入浴・排せつ・食事等生活全般に係わる援助
	ヘルパー 2 級	0 名	2 名	なし	2 名	
	介護支援専門員	1 名	1 名	常勤 1 名あり	2 名	
	その他	0 名	1 名	なし	1 名	
職員の勤務形態	① 日勤(常勤) 08：30～17：30					
	日勤(非常勤) 08：30～16：30または17：30					
	② 遅番(常勤) 09：30～18：30					
	遅番(非常勤) 10：30または11：30～18：30					
職員の勤務形態	③ 夜勤（常勤） 16：00～10：00					
	夜勤（非常勤） 17：00～10：00（1人）					
	※医療連携体制は、特別養護老人ホームの看護師が行います。					
	※その他介護面も必要に応じ特別養護老人ホームの職員が支援いたします。					

7 利用料等について

ア 認知症対応型共同生活介護利用料 別表2)

	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援2	7,610円	761円	1,522円	2,283円
要介護度1	7,650円	765円	1,530円	2,295円
要介護度2	8,010円	801円	1,602円	2,403円
要介護度3	8,240円	824円	1,648円	2,472円
要介護度4	8,410円	841円	1,682円	2,523円
要介護度5	8,590円	859円	1,718円	2,577円

イ 初期加算 1日300円(自己負担額30円/60円/90円)

※初期加算は、入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

ウ 医療連携体制加算(I) 1日370円(自己負担37円/74円/111円)

※特別養護老人ホームの看護師が健康チェックを行います。

エ サービス提供体制強化加算(I) 1日220円(自己負担22円/44円/66円)

※経験を持った多くの介護福祉士が生活支援にあたります。

オ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日30円（自己負担3円／6円／9円）

※専門性のある認知症介護を職員が協働で行います。

カ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

※1ヶ月総単位数に18.6%乗じた単位数が加算されます。

キ 退居時相談援助加算 1回400円(1回限り)

※退居後、居宅にて居宅・地域密着型サービスを利用される場合、相談援助を行います。

ク 退居時情報提供加算 1回250円（1回限り）

※退居後の医療機関に対して利用者を紹介する際、本人の同意を得、当該利用者の心身の状況、生活歴等を示す情報の提供を行います。

ケ 若年性認知症利用者受け入れ加算 1日120円（自己負担12円／24円／36円）

※利用者ごとに担当者中心に、特性やニーズに応じてサービスを行います。

コ 口腔衛生管理体制加算 1月300円(自己負担30円／60円／90円)

※歯科医師・歯科衛生士より、介護職員への口腔ケアの技術的助言・指導を受けています。

サ 栄養管理体制加算 1月300円(自己負担30円／60円／90円)

※管理栄養士より、介護職員への栄養ケアの技術的助言・指導を受けています。

シ 科学的介護推進体制加算 1月100円(自己負担40円／80円／120円)

※心身の情報をデータ化し、適切かつ有効にサービス提供に活用します。

ス 生産性向上推進体制加算 1月100円（自己負担10円/20円/30円）

セ 食材料費 1日につき 1,445円

（朝食：405円、昼食520円、夕食520円）

ソ 介護保険サービス以外の利用料

家賃	1日 250円
光熱水費	1日 200円
暖房料（10～5月）	1日 50円

タ その他の費用

冷蔵庫を居室に持ち込み使用した場合	1ヶ月当り 750円
テレビを居室に持ち込み使用した場合	1ヶ月当り 200円
扇風機を居室に持ち込み使用した場合	1ヶ月当り 100円
電気毛布を居室に持ち込み使用した場合	1ヶ月当り 300円

8 入居にあたっての留意事項

利用者は、施設の利用に当たっては、次に事項に留意しなければならない。

- ① 外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出ること。
- ② 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償して戴くことがある。
- ③ 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないこと。
- ④ 喫煙・飲酒は決められた場所以外では行わないこと。
- ⑤ 所持品・現金等の管理は入所者が行うが、管理の出来ない方は施設職員が行う。
- ⑥ 施設内での他の利用者に対する宗教活動および政治活動は行わないこと。

9 認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ① 共同生活住居の計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- ② 共同生活住居の計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明する。

10 重度化対応について

共同生活介護を続ける中で、介護度が重度化した場合、ご利用者・ご家族のご希望により共同生活介護を引き続き受けられるよう援助する。

また、ご希望により特別養護老人ホーム等への住み替えについて援助する。

(別紙 重度化した場合における対応の指針参照)

11 非常災害対策

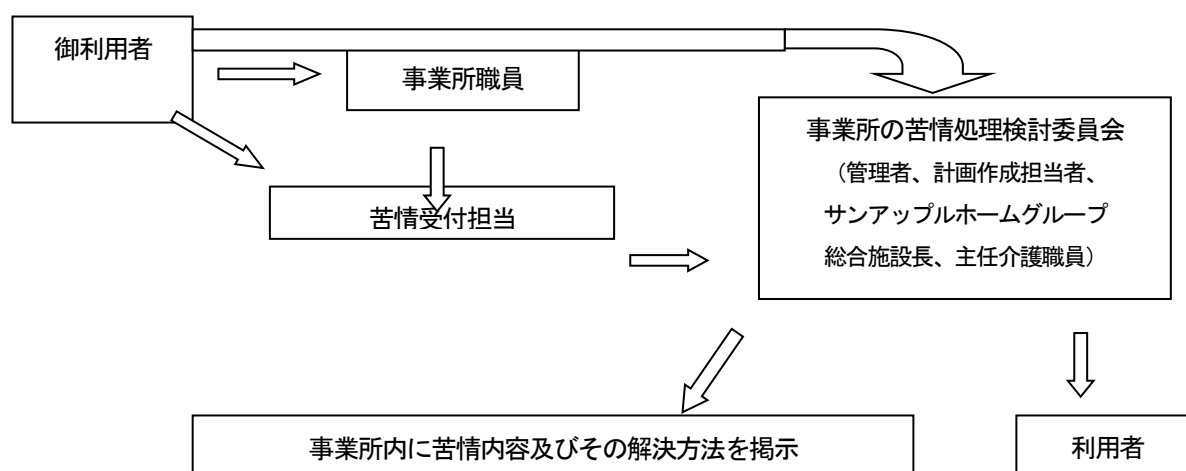
- ① 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
- ② 非常災害に備え、年2回総合訓練を行なう。
- ③ 消防法に基づき防火管理者を置き、年間の計画を消防署に届けるものとする。

12 苦情処理について

当事業所自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

苦情受付担当は管理者とする。(別紙参照)

苦情処理フロー



・その他

当事業所以外に、当法人福祉サービス苦情受付第三者委員及び、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 福祉サービス苦情受付第三者委員

社会福祉法人七峰会監事 工藤伸役氏 0172-33-8861

社会福祉法人七峰会監事 吉川良大氏 0172-33-8861

イ 弘前市福祉部介護福祉課（苦情相談窓口） 0172-40-7099

ウ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 0177-23-1336

13 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡する。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

14 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合に備え、当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

15 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人報を用います。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所所在地 青森県弘前市大字高杉字長谷野 143 番地 1
名 称 グループホームアップル

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人)	住所	
	氏名	印